

熊本大学医学部附属病院研修医室等使用に関する申合せ

〔平成19年 1 月 1 7 日 制 定〕
〔平成23年 7 月 2 5 日 最 終 改 正〕

(趣旨)

- 1 熊本大学医学部附属病院群研修医及び熊本大学医学部附属病院歯科研修医（以下「研修医」という。）の研修環境整備の一環として、研修医が共同利用するために設置する熊本大学医学部附属病院（以下「本院」という。）中央診療棟4階の研修医室、研修医仮眠室及び研修医ロッカー室（以下「研修医室等」という。）の使用について、熊本大学医学部附属病院医療教育委員会規則（平成16年4月1日制定）第3条に基づき申し合わせる。

(運用責任者)

- 2 研修医室等の運用責任者は、総合臨床研修センター長（以下「センター長」という。）とする。

(使用者)

- 3 研修医室等の使用者は、原則として研修医とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が許可した者は、研修医室等を使用することができるものとする。

(使用の範囲)

- 5 研修医室等は、次の場合に使用することができる。
 - (1) 学習等で研修医室を使用する場合
 - (2) 本院での研修中に私物保管等のため研修医ロッカー室を使用する場合

(使用者の遵守事項)

- 6 使用者は研修医室等を使用するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第5項に定める目的以外に使用しないこと。
 - (2) 喫煙しないこと。
 - (3) 整理整頓に心掛け、快適な環境の保持に努めること。
 - (4) 使用後は、火気の点検及び消灯に努めること。
 - (5) 他の使用者の使用を阻害するような行為はしないこと。
 - (6) その他別に定める使用心得に従うこと。
- 7 センター長は、使用者が前項の事項に違反したときは、研修医室等の使用を禁止することができる。

(賠償)

- 8 使用者は、故意又は過失により設備等を滅失又はき損したときは、直ちにセンター長に報告するとともに、その全部若しくは一部を原状に復し、又は損害相当の金額を賠償しなければならない。

(事務)

- 9 研修医室等の使用に係る事務は、総務・人事ユニットにおいて処理する。

(雑則)

10 この申合せに定めるもののほか、研修医室等の使用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年7月25日から施行する。